

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和4年度	次回見直し予定	令和9年度
条 例 名		認定こども園の要件を定める条例			
条 例 番 号		平成18年神奈川県条例第65号	法 規 集	第4編第5章	
所 管 室 課		福祉子どもみらい局子どもみらい部世代育成課			
条 例 の 概 要		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条の規定に基づき、認定こども園の職員の配置、資格、施設設備、教育・保育の内容等について定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第3条により、認定こども園の認定要件を都道府県の条例で定めることとされており、本条例は必要である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例に基づく認定こども園の認定及び認定後の運営により、多様な教育・保育サービスの充実に効果을 上げていることから、本条例は有効に機能している。			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例に定める認定こども園の認定に関する要件における規制の程度は、必要最小限のものであり、効率的なものである。			
	基本方針適 合性 （ 県政の基本的 な方針に適合 しているか。 ）	本条例は、子どもたち一人ひとりが必要な保育や幼児教育を受けられるよう、保育所などにおける受入体制の充実や多様なニーズに合わせた保育サービスの提供の支援を掲げる「かながわランドデザイン」の基本構想に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	本条例は、認定こども園の認定要件を都道府県の条例で定めることとする認定こども園法第3条に基づくものであり、規定の内容は条例の趣旨に照らして合理的であり、憲法、法令に抵触しないものである。			
その他					
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				